

第3回 岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会議事録

令和5年10月12日(木) 13:30～

岐阜合同庁舎 4階B会議室

平野室長	<p>定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ、第3回岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会に御出席いただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、栗山部会長よろしく申し上げます。</p>
栗山部会長	<p>それでは、ただ今から、第3回岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題1「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>はじめに、配布資料について事務局から説明をお願いします。</p>
安藤室長補佐	<p>資料No.1を御覧ください。当審議会の航空機・同附属品製造業の専門部会における審議の結果です。10月10日に第3回の専門部会が開催されましたが、労使双方の主張に歩み寄りがみられず、公益委員見解として、現行額991円を40円引上げ改定額1,031円とする提案をした結果、賛成多数で可決されました。</p> <p>専門部会で全会一致にならなかったため、最低賃金審議会令第6条第5項の適用はなく、可決された改定額については専門部会報告として、10月20日開催の第479回岐阜地方最低賃金審議会にて審議されることになりました。</p>

	<p>以上です。</p>
栗山部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、他県の結審の状況について事務局から報告してください。</p>
安藤室長補佐	<p>では、報告させていただきます。</p> <p>「自動車・同附属品製造業」と「自動車・同附属品製造業」が含まれる「輸送用機械器具製造業」の答申状況を第2回専門部会で報告した県と併せて御報告させていただきます。</p> <p>本日までに答申がなされたところは五つの府県でございます。</p> <p>まず、秋田県「自動車・同附属品製造業」、改定前 938 円、改定後 961 円、引上げ額 23 円、9 月 28 日結審です。</p> <p>次に山梨県「自動車・同附属品製造業」、改定前 961 円、改定後 971 円、引上げ額 10 円、10 月 11 日結審です。</p> <p>次に大阪府「自動車・同附属品製造業」、改定前 998 円、改定後 1,068 円、引上げ額 70 円、10 月 3 日結審です。</p> <p>次に埼玉県「輸送用機械器具製造業」、改定前 1,013 円、改定後 1,055 円、引上げ額 42 円、10 月 3 日結審です。</p> <p>次に福岡県「輸送用機械器具製造業」、改定前 987 円、改定後 1,029 円、引上げ額 42 円、10 月 6 日結審です。</p> <p>また、愛知県については、答申はされておりませんが、専門部会の結審状況を御報告いたします。「輸送用機械器具製造業」、改定前 997 円、改定後の金額が 1,028 円、引上げ額 31 円です。</p> <p>以上です。</p>
栗山部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、審議に入る前に、前回の議論を整理してみたいと思います。</p> <p>労働者側からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年の地域別最低賃金の全国加重平均は 1,004 円(引

上げ額 43 円) となりましたが、引上げ額は昭和 53 年に目安制度が始まって以降の最高額である。

- ・自動車産業においては、人材確保、流出防止が喫緊の課題となっていることから、産業が生み出している付加価値、仕事の質、内容に相当の水準の特定最低賃金を確立することが必要である。アルバイト等の募集賃金に代表される地域別最低賃金と同程度の水準の賃金では、高付加価値の業務を担う技術員の確保ができず、自動車産業の競争力が失われていくと考えられる。

- ・高い付加価値を生み出す自動車産業において、低廉な賃金が横行することは、産業内の公正な競争環境を阻害して、自らの高い付加価値、生産を棄損することに繋がる。全ての労働者の賃金を付加価値に見合った水準にしていくことで産業の魅力を高めていく必要がある。

- ・2021 年から岐阜の自動車の特定最低賃金は愛知の県最賃よりも低く労働者の流出が懸念されていること。

- ・物価高の状況で労働者の生活が厳しく生活水準を引き上げたいということ。

- ・労働組合を持たない未組織の労働者にも賃金引き上げを波及させていかなければいけない。

という御意見でした。

金額については、愛知県の地域別最低賃金 (1,027 円) を上回る額を、三重県並びに静岡県労働者側も同額の引上げを主張するとのことでありまして、労働力の流出が懸念されることに加え、物価の上昇も考慮し、現在の自動車最低賃金 972 円を 56 円 (5.76%) 引上げた 1,028 円を提示されました。

それに対して、使用者側は、

- ・昨年までのコロナ、半導体不足の状況から回復し足下では順調ではありますが、一方で自動車産業は 100 年に一度の大変革期を迎えている。ガソリン車から電

気自動車への移行が想定以上に早く進んでおり、部品が減る等メーカーにも大きな影響が出ているということ。

・自動車業界がより発展していくために中小零細企業を含めてどういった賃金水準が妥当なのかということについて建設的な議論をしていきたい。

・岐阜県商工会連合会による会員事業所へのアンケート調査結果によりますと、

「前年度の特定最賃の引上げにより資金繰りを悪化させ大きく影響した」との意見があったということや、今年度の引上げがあった場合の影響として、「収益の圧迫、就業調整、従業員の解雇が予想される。価格転嫁がないのに人件費がかさみ収益が減少し元請からの発注単価が下がっている中、賃金の引上げは厳しい」等の意見がありました。

また、EV化の影響についての今後の見通しとしまして、「部品が減ると仕事の取り合いとなり価格競争が激化し利益が減少する」との意見がありました。

さらに、愛知県より最低賃金が低いということで雇用確保の困難、労働力の流出はあるのかという問いに対しては、大半の事業所が「ない」との意見であり、

「製造業を選ぶ若い人や、地方での就職を選ぶ人は少ない」との意見があった他、許容できる引上げ額として、大半の事業所が「現状維持」という意見であった。

更なる特定最低賃金の引上げは競争力の低下につながるかという問いには、大半の事業所が「つながる」としており、「価格転嫁が困難であり設備投資に回す資金が確保しにくくなることで競争力の低下につながる」との意見がありました。

というアンケート結果を説明していただきました。

・労働力不足のため、人材派遣会社に頼っている状況であり、会社の魅力を上げないと人は集まらない。政

	<p>府方針によると、2030年半ばまでに1,500円を目指す方向性では、年平均40円引上げていくこととなります。中長期的な目線を置きながら、愛知との差を埋めることも中長期的な目線で毎年一喜一憂することなく議論していくことが大切である。</p> <p>また、中小零細企業を政府がバックアップしていくことも大切である。</p> <p>という意見でございました。</p> <p>金額につきましては、中小企業に配慮しぎりぎり支払可能な金額として、前年の県最賃の引上げ額30円に対し、自動車は同額の7割となる21円であったということから、本年の県最賃の引上げ額40円の7割となる28円(2.88%)引上げ1,000円という提示をなされました。</p> <p>このように労使の主張には、まだまだ大きな隔たりがあります。これから個別協議に入りますが、その前に改めてこの三者の場で発言しておきたいことがありましたら、お伺いしたいと思いますが、まず、労働者側はいかがでしょう。</p>
奥村委員	<p>奥村です。本日よろしくお願ひします。今日3回目ということで、前回皆様にもお話しさせていただいたとおり、自動車産業の魅力をより一層向上させていくために岐阜県からも他の県に強い発信ができるような金額を労使でしっかりと話し合いながら、2030年の1,500円も見据えて建設的な話し合いを今日もしっかり進めさせていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p>
栗山部会長	<p>他の委員の方は何かありますか。</p>
労側委員	<p>ありません。</p>
栗山部会長	<p>それでは、次に使用者側委員御発言ありますか。</p>

野原委員

今、部会長の方からお話しいただきました労働者側委員、使用者側委員の前の考え、それに基づいて少し補足的な意見として発言をさせていただきたいと思います。

労働者側委員からは、愛知県の地域別最低賃金を上回る額の提示があったわけですが、法 16 条では特定最低賃金は、その地域の地域別最低賃金を上回らなければならないというふうに規定をしている。岐阜県の自動車の特定最低賃金は今年地域別最低賃金を上回っております。現状でも法令要件を満たしているということで、法的には隣県の地域別最低賃金を上回る必要性はないのではないかというふうに考えます。

それから、地域別最低賃金の議論においては、生計費と賃金と支払能力を考慮して審議をいたしたわけで、セイフティーネットとしての適正額は決定済みということでございます。生計費、賃金については既に担保されているということでございます。特定最低賃金が地域別最低賃金以上の額になるということです。必然的に支払能力に重点を置いて検討しなければならないということは言うまでもないのではないかというふうに考えます。そもそも地域別最低賃金においては、制度上地域別ランクが設けられています。愛知県はAランク、岐阜県はBランク、制度上地域差を認めています。この考え方のもとで地域別最低賃金は、その地域の状況に基づいて決定されたものだということです。愛知県と岐阜県の地域別最低賃金の額の差、それは、その地域の経済力、企業力の差でもあるということで、自動車部門で言いますと、一次下請企業数は愛知県と岐阜県では大きな差があります。二次、三次下請の多い岐阜県の自動車部門について考えるならば、当然それらの事業所の支払能力を考慮しなければならないということです。特定最低賃金に係る審議会は、そうした当該産業の地域差を踏まえ

て、当該産業として最低賃金水準を決めるべく審議をしているということですので、特定最低賃金の額の根拠に隣県の地域別最低賃金との比較を持ち出すということは、少し視点がずれているのではないかと考えます。この場合は、賃上げ交渉の場ではないと、特定最低賃金の金額を勝ち取るといったような性格のものではないということを確認していただきたいと思います。

それから、小規模事業者の現況について、調査結果、資料で提示して説明させていただきましたが、その現況課題と最低賃金の引上げの審議とは別問題というような捉え方もあったようにお聞きしました。最低賃金の引上げは規模の小さな事業所には大きな影響があります。労働側委員の皆さんは、たぶん相当規模の企業にいらっしゃるのではないかと思います。小規模事業者は大変切実です。最低賃金とは別問題だというふうにおっしゃるのであれば、小規模事業者は潰れても仕方がない、経営努力が足りないというふうに突き放されているのではないかと感じてしまったりもします。特定最低賃金は、そうした小規模事業者のことも十分考慮した審議を行うことが、この審議会の責務であるというふうに考えます。大幅な引上げで、もし廃業ということにでもなれば、組合のない事業所の従業員の賃金を上げるということどころか、その従業員が路頭に迷う引き金を引くことにもなりかねないというふうに考えます。小規模事業者の従業員の雇用維持も我々は考えなければならないというふうに思います。

以上でございます。

栗山部会長

他の委員の方はよろしいでしょうか。

使側委員

ありません。

栗山部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は専門部会の最終日となっております。何卒全会一致で結審できるよう、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これから個別にお話を伺いたいと思います。</p> <p>まずは、公労の二者協議から始めたいと思います。各委員の皆様はそれぞれの控室で待機していただきますようお願いいたします。</p>
(各側との個別協議)	
栗山部会長	<p>それでは、公労使三者の審議を再開いたします。審議に御協力いただきまして、本当にありがとうございました。</p> <p>ただ今、労使双方から個別に御意見を伺いました。その内容、金額について御報告させていただきます。</p> <p>まず、労働者側からは前回第2回の専門部会で56円の提示がありまして、今回まず43円の御提示がありました。その後、41円の御提示の後、33円ということで御了解をいただいたという次第でございます。</p> <p>使用者側からは前回第2回の専門部会で28円の提示がありまして、今回まず31円の御提示がありました。その後32円、そして、33円の提示があったという次第でございます。</p> <p>各側の委員の皆様には、合意の形成に御協力いただきまして、本当にありがとうございました。</p> <p>それでは、採決に移ります。</p> <p>現行の岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金、時間額972円を33円引上げ、1,005円とすることについて、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	(全員挙手)

栗山部会長	はいありがとうございます。 全会一致と認めます。全会一致の場合は専門部会の決議をもって審議会の決議とするということになっておりますので、事務局で報告書案と答申文案を準備してください。
事務局	(報告書案と答申文案の配布)
栗山部会長	それでは、報告書案と答申文案を事務局で読み上げてください。
安藤室長補佐	(報告書案と答申文案を朗読)
栗山部会長	ありがとうございました。 ただ今、読み上げていただいた報告書案と答申文案のとおりでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
栗山部会長	それでは、案文のとおり答申することにいたします。 事務局で答申文を準備してください。
安藤室長補佐	(答申文を準備し栗山部会長に手渡す)
(栗山部会長、中村労働基準部長、会場中央へ移動)	
栗山部会長	(中村労働基準部長に答申文を手渡す) 答申します。
中村基準部長	ありがとうございます。 (栗山部会長、中村基準部長自席へ戻る) ありがとうございました。ただ今、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定についての答申をいただきました。

	<p>委員の皆様におかれましては、遅い時間まで真摯に御議論をいただき、全会一致による御答申をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。</p> <p>早速、この答申をもとに所要の手続を取ることといたします。</p> <p>誠にありがとうございます。</p>
栗山部会長	<p>それでは、続きまして、議題2「その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。</p>
平野室長	<p>特に予定している議題はありません。</p> <p>ただ今、御答申をいただきましたので、今後、異議申出の手続きを経て、12月21日の発効に向けて手続きを進めてまいります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
栗山部会長	<p>それでは、各委員の皆様方には、専門部会の円滑な運営に御協力をいただきまして、本当にありがとうございました。</p> <p>今年度も労使双方それぞれの立場から、真摯な議論を尽くしていただきまして、全会一致で結審することができました。</p> <p>皆様に改めて感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これをもちまして閉会とします。</p>